「ボイラー等の開放検査周期認定要領の一部改正について（案）」を制定しないこととした件について

令　和　８　年　８　月　１７　日
厚　生　労　働　省　労　働　基　準　局
安　全　衛　生　部　安　全　課

「ボイラー等の開放検査周期認定要領の一部改正について（案）」については、令和５年３月９日から令和５年４月７日までの間、御意見を募集しておりましたが、当該命令を制定しないこととといたしました。

行政手続法第 43 条第４項の規定に基づき、下記のとおり公示いたします。

○ 定めようとした命令の題名

・ ボイラー等の開放検査周期認定要領の一部改正について

○ 案の公示の日

・ 令和５年３月９日（木）

※行政手続法（平成５年法律第 88 号）（抄）

（結果の公示等）

第四十三条　命令等制定機関は、意見公募手続を実施して命令等を定めた場合には、当該命令等の公布（公布をしないものにあっては、公にする行為。第五項において同じ。）と同時期に、次に掲げる事項を公示しなければならない。

一　命令等の題名

二　命令等の案の公示の日

三　提出意見（提出意見がなかった場合にあっては、その旨）

四　提出意見を考慮した結果（意見公募手続を実施した命令等の案と定めた命令等との差異を含む。）及びその理由

２・３　（略）

４　命令等制定機関は、意見公募手続を実施したにもかかわらず命令等を定めないこととした場合には、その旨（別の命令等の案について改めて意見公募手続を実施しようとする場合にあっては、その旨を含む。）並びに第一項第一号及び第二号に掲げる事項を速やかに公示しなければならない。

５　（略）

以上